

Asian Journal of
**HUMAN
SERVICES**

Printed 2014.0430 ISSN2186-3350

Published by Asian Society of Human Services

April 2014
VOL. **6**



Asian Society of Human Services

ORIGINAL ARTICLE

QOL の観点に基づいた韓国の
障害者雇用促進制度設計に関する研究—WHOQOL を用いた障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法の
分析と考察—権 偕珍¹⁾ 小原 愛子²⁾ 韓 昌完³⁾ 佐藤 卓利⁴⁾

1) 立命館大学大学院経済学研究科

2) 琉球大学教育学研究科

3) 琉球大学教育学部

4) 立命館大学経済学部

<Key-words>

クオリティ・オブ・ライフ、障害者の雇用、政策評価ツール

kkhhjj51@naver.com (権 偕珍)

Asian J Human Services, 2014, 6:72-80. © 2014 Asian Society of Human Services

I. 背景と目的

クオリティ・オブ・ライフという用語は、現在、社会学のみならず、さまざまな分野で使用されている。それは、「生活の質」、「生命の質」、「生存の質」、「生の質」などと訳されるようになった。その概念は、各分野で微妙な差異を示しているが、いずれも、産業の高度化の中で、人々の生活の「望ましさ」、個々人の満足感、生活の快適性、生活の「豊かさ」などと関連する概念である。ある程度の「量」的な生活水準が確保されると「質」的側面が重視されるのである(中島, 2011)。

このように QOL が注目され、社会的目標やスローガンとして一般に使用されるようになっていく。そして政治や社会政策、医療・看護分野においてひとつの指標として用いられ、さらに経済、社会福祉といった分野に波及している。

Schalock (1996) は、QOL の概念について、すべての人にとって重要である共通の要因および関係において成り立つものであると述べている。障害者にとっても QOL の概念は最も重要な要素であると考えている。

障害のある人の QOL を向上させるためには、様々な要因が挙げられるが、Lehman, Ward, & Linn (1982) はその中でも経済的自立、すなわち障害者が働くことは QOL に影響を与える重要な要因の一つであると述べている。今野・霜田 (2006) は、障害者が働くことは、そ

Received

February 5, 2014

Accepted

February 26, 2014

Published

April 30, 2014

れ自身が重要な社会参加であるとともに、経済的自立を達成するための手段であり、障害者の自立にとって不可欠な要素であるとし、それは、障害者の QOL を根底から支える活動であると述べている。すなわち、障害者が自立した生活を営むことや、社会の一員として社会参加することが、障害者の QOL を向上させる一つの要因といえよう。

韓国は障害者の雇用を促進させるために様々な努力を行っている。その中の一つが割当雇用制度である。韓国の割当雇用制度の根拠法は「障害者の雇用促進及び職業リハビリテーション法」である。割当雇用制度とは、国家、地方自治団体と 50 人以上公共機関・民間企業の事業主において一定割合の以上の障害者を雇用の義務を課し、未遵守の時、負担金を賦課すること（障害者雇用促進公団）により、障害者の雇用を促進させる制度である。

しかし、制度・政策の設計や評価基準・判断材料となるものは、政治的判断、経済的状況、世論の要求、外国の事例等が挙げられ、対象となる集団の QOL の観点から設計されたものは少ない状況であり、特に障害者雇用の制度では見当たらない。

そこで、本稿では、障害者の QOL の観点から、韓国の「障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法」を中心に障害者雇用促進制度を分析することで、QOL の観点に基づいた障害者雇用促進制度設計のための課題を提示することを目的とする。

研究方法としては、障害者の QOL 向上の観点から韓国の障害者雇用促進制度・政策を分析するため、WHOQOL（表 1 参照）と、韓国の「障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法」を対応させ、QOL に関する文言及び価値観が入っているかを分析する。

II. QOL の観点に基づいた障害者雇用促進制度の分析

本稿では、障害者雇用に関する韓国の主要立法としての「障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法」（以下、障害者雇用促進法）を「目的」「理念・責務」「事業主に対する措置」「障害者本人に対する措置」の 4 つに分類し、それらを WHOQOL の構成領域である「身体的側面」、「心理的側面」、「自立のレベル」、「社会との関係」、「生活環境」、「精神性／宗教／信念」の 6 領域の内容と照らし合わせながら分析を行うこととする。障害者雇用促進法の解説については、雇用労働部資料（障害者雇用科）だけでは不十分であるため、先行研究を用いながら随時解釈を補うこととする。

1. 障害者雇用促進制度の「目的」に関する分析

韓国の障害者雇用促進法は、障害者の能力に適した職業生活を通じて人間らしい生活ができるよう障害者の雇用促進及び職業リハビリテーションを図ることを目的としている（第一条）。すなわち、障害者雇用促進制度は憲法により保障された国民の労働を通じて人間らしい生活を営み、幸福を追求できるように障害者の雇用促進及び職業リハビリテーションを実現することを目的としている。

分析を行った結果、韓国の障害者雇用促進法の「目的」である第一条は、WHOQOL 領域 3 「自立のレベル」下位項目「仕事能力」、「日常生活能力」、領域 4 「社会的関係」下位項目「実質的な支え」「支える側としての活動」の 2 領域に相当すると考えられる。

表1 WHOQOLの領域と下位項目

Overall and General Health	全体的な生活と一般的な健康の質
Domain 1 – Physical Domain Pain and discomfort Energy and fatigue Sexual activity Sleep and rest Sensory function	領域1 – 身体的側面 痛みと不快 活力と疲労 性行為 睡眠と休養 感覚機能
Domain 2 – Psychological Domain Work capacity Thinking memory and concentration Self-esteem Bodily image and appearance Negative feeling	領域2 – 心理的側面 肯定的感情 思考、学習、記憶、集中力 自己評価 容姿（ボディイメージ）と外見 否定的感情
Domain3 – Level of Independence Mobility Activities of daily living Dependence on medical substances and medical aids Dependence on non-medical substances (alcohol, tobacco, drugs...) Community capacity Work capacity	領域3 – 自立のレベル 移動能力 日常生活能力 医療品や医療への依存 嗜好品の常用 コミュニケーション能力 仕事能力
Domain4 – Social Relationship Personal relationship Practical social support Activities as provider/support	領域4 – 社会的関係 人間関係 実地的な支え 支える側としての活動
Domain5 – Environment Physical safety and security Home environment Work satisfaction Financial resources Health and social care ; accessibility and quality Opportunities for acquiring new inform and quality Participation and opportunities for recreation/leisure activities Physical environment ; Transport	領域5 – 生活環境 安全と治安 居住環境 仕事の満足 金銭関係 医療社会福祉サービスの利便性と質 新しい情報・技術の獲得の機会 余暇活動への参加と機会 生活圏の環境；交通手段
Domain6 – Spirituality/Religion/Personal Belief	領域6 – 精神性／宗教／信念

引用：田崎・野地・中根（1995）WHOのQOL. 診断と治療, 83（12）, 2183-2198.

2. 障害者雇用促進制度の「責務」に関する分析

(1) 国家及び地方自治体の責務

国家及び地方自治体は障害者の雇用促進及び職業リハビリテーションに関し、事業主及び国民の理解を深めるために教育・広告及び障害者雇用促進運動を持続的に推進すること、国会及び地方自治体は事業主・障害者、そのほかの関係者に対する支援と障害者の特性を考慮した障害者の雇用促進を図るために必要である施策を総合的・効果的に推進すべきである(第三条)と定めている。

(2) 事業主の責務

事業主は障害者の雇用に関し、政府の施策に協力すべきであり、障害者の持つ能力を適切に評価し、雇用の機会提供と同時に適正な雇用管理を行う義務を持つ(第四条)と定めている。

障害者の雇用を確実に確保するために事業主に対しどのような業種であっても、障害者雇用を義務化した。これが障害者の雇用義務制度である。事業主は障害者に雇用の場を提供することで障害者雇用の実現に対する重大な責務を負うこととなった(Ha, 2000)。

(3) 障害者の自立能力(障害者の責務)

障害者は職業人としての自覚を持って自ら能力の開発・向上を図り、有能な職業人として自立できるように努力すべきである(第五条)と定めている。

職業は自己実現のための手段であり、障害者自ら就業能力を身に付け、現実的な目標を設定し、それを成就するために努めなければならない(Bark, 2010)。

国家及び地方自治体、民間事業主は、障害者の雇用に対して、社会連帯責任の原則により障害者雇用義務を負っている(Kim, 2009)。障害者も自分の能力を開発し、発揮させるための努力を義務として負っている。

以上、韓国の障害者雇用促進の「責務」について述べてきた。韓国の障害者雇用促進法の責務に関しては、WHOQOL領域3「自立のレベル」下位項目「仕事能力」、領域4「社会的関係」下位項目「実際の支え」「支える側としての活動」、領域5「生活環境」下位項目「安全と治安」、「仕事の満足」に相当すると考えられる。

3. 障害者雇用促進制度の「事業主に対する措置」に関する分析

(1) 雇用義務制度

国家及び地方自治体の長は、障害者を所属公務員定員の100分の3以上雇用すべきである(第二十七条)。民間事業主のうち、常時50名以上の勤労者を雇用する事業主はその勤労者の総数の100分の5の範囲の中で大統領令に定める割合以上に該当する数の障害者を雇用すべきである(第二十八条)。

2013年4月現在、民間企業では2.7%、公共機関では3.0%に義務雇用率を設定している。その他公共機関及び出資法人は2014年から義務雇用率3.0%を適用する予定である。

第二十七条以外には、事業主に対する措置に関連する条項として、第七条障害者雇用促進及び職業リハビリテーション基本計画等、第八条教育部及び保健福祉部との連携、第二十条事業主に対する雇用指導、第二十一条障害者雇用事業主に対する支援、第二十四条障害者雇用優秀事業主に対する優待、第二十五条事業主に対する資料提供、第二十六条障害者の実態調査が国家及び地方自治体の責任と関連する法律が存在している。

(2) 納付金制度(負担金、奨励金)

義務雇用率に満たない数の障害者を雇用する事業主は大統領令により雇用労働部長官に障害者雇用負担金（以下、負担金）を納付しなければならない（第三十三条）と定めている。2013年現在、負担基礎額として626,000ウォンで設定されている。義務人数1/2未満の場合313,000ウォンを加算、義務人数1/2以上3/4未満の場合156,500ウォン加算を行う。障害者が採用されていない月は1,015,740ウォンを納付しなければならない。

Guu（2002）、Bark（2005）らは「障害者の雇用負担金について、企業の社会的な責任のもとで企業に付加された特別な行政義務である」と述べている（Guu, 2002; Bark, 2005）。

雇用義務制度、納付金制度以外の、事業主に対する措置に関連する条項として、第七条障害者雇用促進及び職業リハビリテーション基本計画等、第八条教育部及び保健福祉部との連携、第二十条事業主に対する雇用指導、第二十一条障害者雇用事業主に対する支援、第二十四条障害者雇用優秀事業主に対する優待、第二十五条事業主に対する資料提供、第二十六条障害者の実態調査が国家及び地方自治体の責任と関連する法が存在している。

以上、雇用義務制度や納付金制度について述べてきた。事業主に対する措置は直接障害者のQOLに影響するものではないが、本章は障害者雇用促進制度を障害者のQOLに関する領域の内容の観点から分析するものであり、事業主に対する措置は障害者雇用を促進する活動ということを見ると、WHOQOL領域3「自立のレベル」、「仕事能力」、領域4「社会的関係」下位項目「実地的な支え」「支える側としての活動」、領域5「生活環境」、下位項目「安全と治安」に相当すると考えられる。

4. 障害者雇用促進制度の「障害者本人に対する措置」に関する分析

障害者雇用促進法においては、障害者本人に対する措置として、職業リハビリテーションの実施を挙げている。職業リハビリテーションは障害者において社会参加と自己実現を可能にするため、人間らしい生活の質の向上に直接関わるリハビリテーションとして重要であるといえる（Bark, 2012）。職業リハビリテーションでは、職業評価後、事例会議により適格性の可否が決定され、職業リハビリテーション相談と職業評価の結果をもとに、サービス担当者と利用障害者等がともに職業リハビリテーション計画を立てる。その後、個々人の職業リハビリテーション計画に提示された目標により職業訓練または就業斡旋といった職業リハビリテーションサービスが行われる。就職後は、適応指導サービスを受けることもある（Bark, 2010）。

職業リハビリテーションを実施する機関について、障害者職業リハビリテーション実施機関（以下、リハビリテーション機関）は障害者に対する職業リハビリテーション事業を多様に開発し、障害者に直接提供しなければならない。特に重度障害者の自立能力を高めるために職業リハビリテーションを積極的に実施する努力をすべきである（第九条）と定めている。職業リハビリテーションを実施する機関としては、特殊教育機関、地域リハビリテーション施設、障害者福祉団体、職業能力開発訓練施設などがある。

障害者本人に対する措置に関連する条項は第九条以外に、第十条障害者職業指導、第十一条職業適応訓練、第十二条職業能力開発訓練がある。

韓国の障害者雇用促進法の「障害者本人に対する措置」に関しては、職業リハビリテーションを主に行っており、職業リハビリテーションの用語の意義を考えると、これはWHOQOL領域3「自立のレベル」下位項目「仕事能力」、領域4「社会的関係」下位項目「実地的な支

え」「支える側としての活動」、領域 5「生活環境」下位項目「安全と治安」、「仕事の満足」に相当すると考えられる。

表 2 WHOQOL 対応表

WHOQOL の領域と下位項目		対応する雇用促進法の条文
領域 1 身体的 側面	痛みと不快 活力と疲労 性行為 睡眠と休養 感覚機能	・該当なし
領域 2 心理的 側面	肯定的感情 思考、学習、記憶、集中力 自己評価 容姿（ボディイメージ）と外見 否定的感情	・該当なし
領域 3 自立の レベル	移動能力	・該当なし
	日常生活能力	・目的（第一条）
	医療品や医療への依存	・該当なし
	嗜好品の常用	・その他事業主に対する措置（第二十条）
	コミュニケーション能力	・目的（第一条） ・障害者に対する措置（第九条～第十二条）
領域 4 社会的 関係	人間関係	・該当なし
	実質的な支え	・目的（第一条） ・責務（第三条～第五条） ・雇用義務制度（第二十七条、第二十八条） ・納付金制度（第三十三条） ・その他事業主に対する措置（第七条、第八条、第二十条、第二十一条、第二十四条～第二十六条） ・障害者に対する措置（第九条、～第十二条）
	支える側としての活動	
領域 5 生活 環境	安全と治安	・責務（第三条～第五条） ・その他事業主に対する措置（第二十条、第二十一条）
	居住環境	・該当なし
	仕事の満足	・障害者に対する措置（第十条～第十二条）
	金銭関係	・該当なし
	医療社会福祉サービスの利便性と質	・障害者に対する措置（第十条）
	新しい情報・技術の獲得の機会	・障害者に対する措置（第十条）
	余暇活動への参加と機会 生活圏の環境；交通手段	・該当なし
領域 6 精神性／宗教／信念	・該当なし	

Ⅲ. 考察

本稿では、障害者の QOL 向上の観点から韓国の障害者雇用促進制度・政策を分析するため、WHOQOL と、韓国の「障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法」を対応させ、QOL に関する文言及び価値観が入っているかを分析した。その結果、以下の課題が得られた。

韓国の障害者雇用促進法は、障害者の能力に適した職業生活を通じて人間らしい生活ができるように障害者の雇用促進及び職業リハビリテーションを図ることを目的としている（第一条）。雇用の平等追求は他の社会構成員と同等に障害者にも就業の機会が与えられるべきであるということの意味する。また、労働を通じて完全な社会参加をするということは、生計を維持するだけでなく、働く能力を身に付け、職業人として経済社会に完全参加することである。勤労の実現というのは、労働を通じて自己実現をし、労働に相当する報酬を受け取ることにより、職業経歴を築き、生産的な生活を送ることである（Choi, 2001）。

しかし、韓国の障害者雇用促進制度を WHOQOL の観点に基づいて分析した結果、「目的」、「責務」、「事業主に対する措置」、「障害者本人に対する措置」が共通して領域 4「社会的関係」に該当し、また、障害者雇用促進制度は領域 3「自立のレベル」、領域 4「社会的関係」、領域 5「生活環境」に集中しており、領域 1「身体的側面」、領域 2「心理的側面」、領域 6「精神性/宗教/信念」には該当がなかった。

領域 3「自立のレベル」や領域 5「生活環境」は該当する下位項目があったが、そのうち「移動能力」、「生活圏の環境；交通手段」は QOL の観点からみると該当する条文がなかった。これらは特に、移動能力のない障害者の雇用と密接に関わりがあり重要な項目であると考えられる。しかし、現在の法律では、第二十条事業主に対する雇用指導や第二十一条障害者雇用事業主に対する支援の条例の中には、「移動能力」に関する支援や「生活圏の環境；交通手段」に関する支援について具体的に明記されていない。「移動能力」「生活圏の環境；交通手段」に関しては、自宅から職場までの移動、通勤に障害のある人は少なくない。障害者雇用促進法の中に「移動能力」と「生活圏の環境；交通手段」に関する内容を追加することが必要だろう。

領域 1「身体的側面」は該当する内容が条文に含まれていなかった。「身体的側面」に関して、障害者の身体的な健康を維持するための医療的な支援や、労働時間など障害者が身体的苦痛を受けないといった労働環境の整備が必要であると考えられる。しかし、現在韓国の障害者雇用促進法では、リハビリテーション施設についての条文のみ定められているだけであり、医療施設や医療機関についての内容は存在しない。障害者雇用促進制度を設計する上で、QOL の観点から、労働環境の整備や障害者に対する継続的な医療支援など、「身体的側面」についての条文を入れることが必要だろう。

また、領域 2「心理的側面」に関しても、該当する内容が条文に含まれていなかった。障害者の心理・社会的リハビリテーションは医療的、教育的、職業的リハビリテーションと同様に障害者の社会的自立を目標としている。リハビリテーション過程での障害者の心理的要因に対するアプローチは障害者にとってリハビリテーションに対するモチベーションを向上させることになる。そのため、心理・社会的リハビリテーションは各領域のリハビリテーション過程の基礎となる（KIM, 1996）。多くの障害者において、身体的支援や心理的支援は欠くことのできないものであり、このような支援は就職前のみならず、就職後にも継続して

受けることが重要である。さらに、障害者のみならず、近年ではメンタルヘルスの悪化が社会全体の問題として挙げられていることから、障害者雇用促進を考える上で QOL の観点に基づいた「心理的側面」に関する制度設計をしていくことが必要であろう。

また、領域 6「精神性/宗教/信念」については、日本の障害者雇用促進制度の比較の際にも言及したように、「精神性/宗教/信念」に関連する内容として「障害者は宗教によって就業を左右されてはならない」等の宗教の自由が保障されるという意味が含まれた条文を入れる等、障害者の労働法として機能することが望ましい。

日本の結果¹⁾と同様に韓国の障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法においても、障害者の労働法として労働権が保障されたものでなければならない。そのことから、今後は QOL の観点に基づき設計された障害者雇用の制度が必要であろう。

文献

- 1) 中島隆信(2011) 障害者の経済学, 東洋経済新報社.
- 2) Schalock RL(1996) Reconsidering conceptualization and measurement of quality of life, in R.L. Schalock & G.N. Siperstein(eds.) Quality of life: conceptualization and measurement, Wasihngton, D.C, American Association on Mental Retardation
- 3) Lehman AF, Ward NC, Linn LS(1982) Chronic Mental Patients: The Quality of Life Issue, *American Journal of Psychiatry*, 139, 1271-1276.
- 4) 今野義孝・霜田浩信(2006) 知的障害者の就労支援に関する研究, *文教大学人間科学部*, 28, 69-78.
- 5) 韓国の障害者雇用促進公団 <https://www.kead.or.kr>
- 6) 田崎美弥子・野地有子・中根允文(1995) WHO の QOL. 診断と治療, 83(12), 2183-2198.
- 7) Yusam Bark(2010) 障害者の職業リハビリテーションと雇用活性化の方案に関する研究, ウルサン大学, 政策大学院.
- 8) Sanghee Bark(2005) 負担金の法的性格と正当化の根拠, *アンナム法学*, 20.
- 9) Namchul Bark(2012) 障害者職業リハビリテーション施設の実態及び改善方案に関する研究, 建国大学, 行政大学院.
- 10) Heechan Bark(2010) 障害者福祉の職業リハビリテーションサービス概念の研究, *韓国職業リハビリテーション学会, 職業リハビリテーション研究*, 320(2), 21-43.
- 11) Headong Guu(2002) 負担金と税金, *租税法研究* 8(2).
- 12) Surun Ha(2000) 韓国の障害者割当雇用の改善方案に関する研究, キョンヒ大学, 行政大学院.
- 13) Yunhee Kim(2009) 障害者の雇用政策の比較研究—日本、ドイツ、フランスの事例比較分析を中心に—, *ダルクック大学, 行政法務大学院*.

¹⁾権偕珍他 3 (2013) 「QOL の観点に基づいた日本の障害者雇用促進制度設計に関する研究」の研究結果。

ORIGINAL ARTICLE

A Study on Planning the Employment Promotion System for Persons with Disabilities from the Perspective of QOL in South Korea :The Analysis and Consideration on the Act on Employment Promotion and Vocational Rehabilitation for Disabled Persons with WHOQOL

Haejin KWON ¹⁾ Aiko KOHARA ²⁾ Changwan HAN ³⁾ Takatoshi SATO ⁴⁾

- 1) Graduate School of Economics, Ritsumeikan University
- 2) Graduate School of Education, University of the Ryukyus
- 3) Faculty of Education, University of the Ryukyus
- 4) Faculty of Economics, Ritsumeikan University

ABSTRACT

Whether to have a job is a significant factor for persons with disabilities to affect their quality of life(hereinafter QOL). In South Korea, QOL, however, has been hardly considered in the planning of the employment promotion system for persons with disabilities. Therefore, this study suggests the tasks to plan the employment promotion system for persons with disabilities from the perspective of the improvement of QOL of persons with disabilities by analyzing the employment promotion system for persons with disabilities that has been designed based on the Act on Employment Promotion and Vocational Rehabilitation for Disabled Persons.

In results of analyzing the employment promotion system for persons with disabilities with WHOQOL, it was found that, while the domains of level of independence(domain 3), social relationship(domain 4) and environment(domain 5) were considered for the system, physical health(domain 1) psychological aspect(domain2) and spirituality/religion/ personal beliefs(domain 6) were not considered at all. Therefore, to re-plan the employment promotion system for persons with disabilities from the perspective of the improvement of QOL of persons with disabilities, the Act on Employment Promotion and Vocational Rehabilitation for Disabled Persons needs to be amended to include the domains that have not been considered; physical health(domain 1) psychological aspect(domain2) and spirituality/religion/ personal beliefs(domain 6).

<Key-words>

Quality of life, employment promotion system for persons with disabilities, WHOQOL

Received

February 5,2014

Accepted

February 26,2014

Published

April 30,2014

kkhhjj51@naver.com (Haejin KWON)

Asian J Human Services, 2014, 6:72-80. © 2014 Asian Society of Human Services

Asian Journal of Human Services

VOL.6 April 2014

CONTENTS

ORIGINAL ARTICLES

Comparing the Long-Term Care Insurance Programs of Korea and Japan
: Focusing on Provisions of Care.....**Sunwoo LEE**, et al. · 1

Evaluation and Reform of Self-Sufficiency Project in Korea.....**Injae LEE**, et al. · 13

Gender Impact Analysis Assessment in Korea.....**Hyeran KIM** · 32

The Effect of Exercise Training on Walking Ability and Health-Related Quality of Life
in Patients with Moderate to Severe Peripheral Arterial Disease..... **Minji KIM**, et al. · 47

The Possibility of the Use of Health Related QOL in the Development of Evaluation Scale
for the Outcome of Special Needs Education
: Based on the Consideration of the Current Conditions of the Education
for Students with Health Impairment.....**Aiko KOHARA**, et al. · 59

A Study on Planning the Employment Promotion System for Persons with Disabilities
from the Perspective of QOL in South Korea
: The Analysis and Consideration on the Act on Employment Promotion and
Vocational Rehabilitation for Disabled Persons with WHOQOL.....**Haejin KWON**, et al. · 72

A Survey on Teachings and Supports for Children with Developmental Disabilities
in Children's Self-Reliance Support Facilities
– The Teaching and Support in the Dormitory of the Facility –.....**Ko TAMASHIRO**, et al. · 81

Children's and Guardians' Awareness of the Child's Self-Determination Behavior
– A Comparative Study of Japan, China, and South Korea –..... **Tetsuji KAMIYA**, et al. · 93

Study of Factors Affecting the Mental Health of Teachers Involved in Special Needs Education
– Analysis of Work Area and Employment –.....**Kohei MORI**, et al. · 111

REVIEW ARTICLES

Classification of the Physical Disabilities and Actual Conditions
of Visceral Impairment in Japan..... **Masahiro KOHZUKI** · 125

Experience of Struggle Against Cancer in Japanese Childhood Cancer Survivors: a Review..... **Shogo HIRATA**, et al. · 138

SHORT PAPER

A Study on Social Work Support of the Early Intervention to the Families
Whose Members are the Foreign Residents in Taiwan
– Focusing on the Interaction with the Social Barriers –..... **Litng CHEN** · 149

Published by
Asian Society of Human Services
Okinawa, Japan